

公 告

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定に基づき、野犬を次のとおり抑留した旨鹿屋保健所から通知を受けたので、同法第6条第8項の規定により公告する。

令和8年8月31日

鹿屋市長 郷原 拓男
(公 印 省 略)

No.	犬の種類	性別	毛色	体格	捕獲月日	捕獲場所・その他特徴
1	トイプードル	オス	黒	小	8月27日	鹿屋市新川町 推定年齢: 8歳 首輪 青
2						
3						
4						

1 抑留場所 鹿屋保健所 (TEL 0994-52-2113)
又は始良動物管理所 (TEL 0995-48-2112)

2 引取期間 令和8年9月2日